

渋川市市民意見公募実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民意見公募の実施に関して必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民意見公募」とは、市の政策等の策定にあたり、政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、市民等から意見等を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及び意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事業所を有するもの

(3) 市内の事業所に勤務する者

(4) 市内の学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市民意見公募に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 市民意見公募の対象となる政策等とは、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃

(2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。)の制定又は改廃

(3) 市の基本政策を定める計画及び個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(4) 前各号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認めたもの

(適用除外)

第4条 次に掲げるものについては、市民意見公募を実施しないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの

(2) 軽微なもの

(3) 実施機関の裁量の余地がないもの

(4) 意見聴取の手続等が法令等により定められているもの

(案の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に該当する政策等を策定しようとするときは、その意思決定を行う前の適当な時期に、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、策定する趣旨、目的及び市民等が理解を深めるための資料を併せて公表するものとする。

3 実施機関は、前2項の規定による公表を、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧

4 実施機関は、政策等の案の公表について広く周知を図るため、「広報しづかわ」へ掲載するとともに、報道機関等への情報提供を積極的に行うものとする。

(市民意見公募の予告)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び資料(以下「政策等の案等」という。)を公表する前に、次に掲げる事項を市ホームページへの掲載等の方法により、市民意見公募の実施を予告するものとする。

(1) 政策等の案の名称

(2) 政策等の案に対する市民意見公募の実施時期

(3) 政策等の案等の公表方法

(意見等の提出期間及び提出方法)

第7条 実施機関は、政策等の案等を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間その他意見等の提出に必要な事項を明示するものとする。

2 実施機関は、政策等の案等の公表の日から30日を目安とした期間を設けて、政策等の案等についての意見等の提出を受けものとする。

3 第1項の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) 電子メール

(4) ファクシミリ

(5) その他実施機関が必要と認める方法

4 実施機関は、市民等が意見等を提出しようとする際には、その住所、氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)及び電話番号を明示するよう求めるものとする。

(意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、渋川市情報公開条例(平成18年渋川市条例第8号)第8条各号に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の案を修正した場合は、修正内容及び修正理由

3 実施機関は、前項の規定による公表については、次のとおりに行うものとする。

(1) 意見等を提出した市民等に対する個別の回答は行わない。

(2) 類似の意見等については、その概要及びこれに対する市の考え方をまとめて公表する。

4 第2項の規定による公表の方法については、第5条第3項及び第4項の規定を準用する。

(実施責任者)

第9条 実施機関は、市民意見公募の適正な実施を確保するため、各課に市民意見公募実施責任者を置くものとする。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、各実施機関による市民意見公募の実施状況を取りまとめ、市ホームページへの掲載等の方法によりこれを公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市民意見公募について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。